

第六十一回 参議院 大蔵委員会 會議録 第五号

昭和四十四年三月十八日(火曜日)
午前十時三十一分開会

委員の異動

三月十四日

辞任

横川 正市君

補欠選任

久保 等君

出席者は左のとおり。

委員長

丸茂 重貞君

理事

青田源太郎君

岩動 道行君

多田 省吾君

田淵 哲也君

委員

青木 一男君

伊藤 五郎君

大竹平八郎君

鬼丸 勝之君

津島 文治君

田中寿美子君

野上 元君

鈴木 一弘君

政府委員

大蔵政務次官

沢田 一精君

大蔵省国際金融局長

村井 七郎君

事務局側

常任委員会専門員

坂入長太郎君

本日の會議に付した案件

○國際通貨基金及び國際復興開發銀行への加盟に

伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案
(内閣送付、予備審査)

○國際開發協會への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○委員長(丸茂重貞君) ただいまより大蔵委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。去る三月十四日、横川正市君が委員を辞任され、その補欠として久保等君が選任されました。

○委員長(丸茂重貞君) 國際通貨基金及び國際復興開發銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案及び國際開發協會への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案を便宜一括して議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。沢田政務次官。

○政府委員(沢田一精君) ただいま議題となりました「國際通貨基金及び國際復興開發銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案」につきまして、提案の理由及びその概要を御説明申し上げます。

わが國經濟の持続的成長を達成するためには、世界經濟が着実に發展していくことが欠くべからざる前提であり、また、そのためには、世界貿易が順調に伸びていくことが必要であります。さらに世界貿易の伸長には、世界全体としての準備資産の總量、すなわち、國際流動性が貿易の伸びに見合つて適度に増加していくことがぜひとも必要であります。ところで、現在、國際流動性は、主として金と米ドルとから成り立っておりますが、金の生産は自然の条件によつて左右され、また、米ドルの供給は、米國の國際収支の赤字にはかな

らないので、今後準備資産としての増加に多くを期待することはできないと思われれます。このような状況を考えますと、今後、國際流動性の適正な増加を確保するためには、各國の共同の責任のもとに、計画的に新しい準備資産をつくり出して金や米ドルを補つていかなければなりません。このようなものとして考案されたのが國際通貨基金の特別引出権制度であります。この特別引出し権制度を設けるためには、國際通貨基金協定の改正が必要であり、協定改正案については、別途、本國會において御審議をいただいております。

さて、わが國としても、その外貨準備を増強して經濟の一そう健全な發展を確保するため、この特別引出し権制度に参加する必要があると考えております。このためには、「國際通貨基金及び國際復興開發銀行への加盟に伴う措置に関する法律」に所要の改正を行ふ必要がありますので、この法律案を提出した次第であります。

次に、この法律案につきまして、その概要を御説明申し上げます。

第一に、政府は、特別引出し権制度に参加することができるといたしております。

第二に、政府は、國際通貨基金に対するわが國の出資額に相当する額を限度として、特別引出し権の配分を受けることができるといたしております。

第三に、大蔵大臣は、外國為替資金特別會計の負担において、特別引出し権の取引を行なうことができることとしております。

第四に、日本銀行は、大蔵大臣から特別引出し権を譲り受けることができるとともに、その保有する特別引出し権を日本銀行券の発行の保証に充てることができることとしております。

このほか、外國為替資金特別會計法につきま

て所要の規定の整備をはかることとしてしております。

次に、「國際開發協會への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案」につきまして、提案の理由を御説明申し上げます。

國際開發協會は、昭和三十五年十一月に創立され、開發途上にある國々に対し、長期、かつ、低利の融資を行ない、低開發地域の經濟開發の促進にきわめて大きな役割を果たしてまいりました。

わが國は、その原加盟國として出資したほか、昭和三十九年の同協會第一回増資の際にも應分の寄与をいたしました。しかしながら、開發途上にある國々の國際収支事情等から、同協會の行なう融資に対する需要は年を追つて増大し、その保有する資金の大部分は遠からず貸し付けられる見通しとなつたため、昭和四十年九月の總會において同協會の第二回増資が提案されました。その後、昨年三月八日の理事会において、總額十二億ドルの増資及びその分担についての合意が成立し、これを内容とする増資決議案が直ちに總務會の投票に付されました。これに対し、わが國は昨年五月八日賛成投票をいたしました。が、各國總務の投票も逐次行なわれ、同年九月二十日に至り、所定の要件が満たされ、決議が成立いたしました。ここにおいて、わが國といたしましては、決議の定めるところに従い、同協會に対し、新たに六千六百四十八万ドル相当額の本邦通貨二百三十九億三千二百八十万円による出資を行なうため、所要の國內措置を講ずる必要が生じたものであります。したが

いまして、この法律案により、新たな出資についての規定を設けることとし、この法律案の成立後、出資の分担を引き受ける旨の正式通告を行な

いたいと考えております。

さらに、決議によれば、少なくとも十二カ國が

出資を行なう旨の正式通告を行ない、かつ、それらの国々の出資額の合計が九億五千万ドル以上とならなければ決議に基づく増資は発効しないとされております。しかし、最近に至り、国際開発協会の資金が枯渇している事情及び開発途上にある国々の資金需要等にかんがみ、同協会が持続的に活動し得るよう、決議に基づく増資が発効する前においても、出資国が個別の理事会の合意に基づき出資を行ない、後日、増資が発効した場合に、これを決議に基づく出資とみなす措置をとらうとの動きが関係国の間にみられ、すでにカナダ、西独、デンマーク、スウェーデン、オーストリア、ノルウェー等はこの措置をとるに至りました。わが国としても、これら関係国の動向にかんがみ、個別の理事会の合意に基づき、これと同様の措置を、この法律案の規定により、とることも考慮しております。

なお、国際開発協会に対する出資は、本邦通貨にかえて、国債で行なうことが認められておりますので、今回の出資も前回と同様、さしあたり国債で行なうことを予定しております。

以上二法律案について申し上げました。何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(丸茂重貞君) 次に、補足説明を聴取いたします。

○政府委員(村井七郎君) ただいまの国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案の提案理由説明に關連いたしまして、特別引き出し権制度が創設されることとなった背景、経緯及びこの制度の内容等につき、私から簡単に補足説明申し上げます。

世界経済の成長と繁栄をはかるためには、世界貿易の着実な発展が必要であることは申すまでもありません。ところで、世界貿易の規模が拡大すれば、対外決済に要する金額がふえ、それに伴って各国の国際収支の変動も大きくなり得るわけであり、したがって、各国は金や米ドルなどの

準備資産の保有を厚くしてこれに備えようとするようになり、世界全体として、準備資産に対する需要が増大します。もし、これに應じて適正な量の準備資産が供給されない場合には、各国の国際収支の悪化を懸念して、引き締めの政策をとりがちとなり、世界貿易の発展と世界経済の成長を阻害することになりかねません。

さて、今日、世界各國の準備資産は、主として金と米ドルから構成されております。このうち、金については、その産出が自然の条件によつて左右されるほか、投機の対象となつて退蔵されるおそれがあり、最近、工業用の需要も漸増してきておりますので、今後、準備資産としての増加に多くを期待することはできないと思われ、

次に、米ドルにつきましても、その国際流動性への供給は、米国の国際収支の赤字を意味するため、その供給が増加すれば、米ドルに対する信用が低下するといひ、いわゆる流動性ジレンマの問題を内包しております。このように、金と米ドルによつては、今後、国際流動性の適正な供給を確保したいという問題が出てまいりました。

この問題が初めて公に検討の対象としてとりあげられたのは、一九六三年十月の十カ国蔵相会議においてでありました。以後、四年の歳月をかけ、時にIMF理事会の協力を得て検討を続けた結果、一九六七年九月のIMF総会においてIMF内に特別引き出し権制度を創設することが決定されたのであります。

特別引き出し権制度の概要を御説明いたしますと、特別引き出し権はIMFによつて計画的に創出され、この制度に参加した加盟国に対し、それぞれのIMFの割り当て額、すなわち、IMFのクォータに比例して配分されます。特別引き出し権は、そのままの形で対外決済に用いられるものではなく、国際収支が悪化した場合には、いつでもこれと引きかえに、IMFの指定する他の国から必要な外貨を入手することができるというものであります。これに対応して、この制度に参加した国は、IMFから指定を受けたときは、いずれ

かの国から特別引き出し権を受け取り、これと引きかえにその国に交換可能通貨を提供する義務を負うこととなっております。この通貨提供義務は、IMFから配分を受けている特別引き出し権の額の二倍までとされております。なお、特別引き出し権は金価値保証が付けられていると見なされて優良な資産であります。

このように、特別引き出し権制度は、金や米ドルを補充する新しい準備資産を各國の共同の責任のもとに計画的につくり出していくという制度であり、国際通貨制度における画期的な前進を意味するとともに、今後の世界の貿易及び経済の発展に大きく寄与するものと考えられます。また、特別引き出し権の配分を受け入れることは、そのままわが国の外貨準備の増強につながるものであり、今後におけるわが国経済の安定的成長にとつてもきわめて益するところが大きいのであります。

最後に、法律改正案についてであります。まず、政府がこの特別引き出し権に参加し得る旨の規定を設けております。

次に、特別引き出し権が金や米ドル等の既存の準備資産と並ぶ資産であることにかんがみ、その配分の受け入れや取引等は外国為替資金特別会計において行なうこととしたしております。

さらに、特別引き出し権が金価値保証のついた優良な資産であることにかんがみ、一定の限度を設け、これを日本銀行に譲渡することができるとしたしております。

このほか、外国為替資金特別会計法につきましても所要の規定の整備を行なうこととしたしております。

以上でございます。

次に、国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案の提案理由につきましても、これに關連いたしまして、国際開発協会が再度増資を行なうことが必要となりました事情及び今回の増資に参加することがわが国にどのような影響を及ぼすか等につき、私から簡単に補足説明申し上げます。

まず、増資が必要となりました事情等については、御承知のように、開発途上国の経済開発促進は、今日の世界経済における重要な課題の一つであります。これら諸国の国際収支事情等から、できるだけ寛大な条件で融資を受けることが必要であり、特に開発のおくれている国、国民所得水準が低い国についてはその必要件が大きいのであります。このため、国際開発協会の行なう融資に対する需要は年々増加し、すでに協会の保有する資金の大部分は遠からず貸し付けられる見通しとなり、

年六月末に至るまでの間、協会が受領いたしました貸し付け可能資金の総額は、当初出資及び第一回増資等を含めまして、合計十七億九千九百五十万ドルとなつております。これに対し、同期間に協会が締結した貸し付け契約の総額は十七億八千八百万ドルに達したため、昨年六月末現在で協会が新規の貸し付けに使用し得る資金は七百万ドルを残すにすぎず、協会が今後とも円滑にその活動を継続していくためには、再度の増資による資金の追加がぜひとも必要となつてきたのであります。

なお、協会が持続的に活動することが強く要望されているにもかかわらず、このように資金が枯渇している事情にかんがみ、協会は、各出資国に対し、それぞれの国内手続を終了次第、すみやかに出資を実行してほしい旨を要請しており、すでにカナダ、西独、英国、デンマーク、スウェーデン、ノルウェー及びフィンランドの諸国は出資を実行し、オーストリアも近く出資を行なうこととなつております。さらに、イタリア及びオランダも目下そのための国内手続を進めております。わが国といたしましては、協会の要請及びこれら関係国の動向にかんがみ、これらの諸国と同様の措置をとることも考慮しております。

次に、今回の増資がわが国に対していかなる影響を及ぼすかという点につきまして簡単に説明をいたしたいと存じます。

協会が行なっている貸し付けは、通常の貸し付けの条件よりも弾力的な、かつ、借り入れ国の国際収支に対する負担が軽い条件による貸し付けであります。この融資は主として開発途上国の道路、交通、かんがい、上下水道、電力等の基礎的資本の充実に使用されており、開発途上国の経済開発を促進する上に大いに寄与しているものであります。このように開発途上国の経済開発が促進されることは、先進国と開発途上国との間の貿易の拡大をもたらし、これがひいては世界経済全体の繁栄にも資するものであり、わが国経済の持続的発展にとつても好ましい影響を与えるものと考えられます。

なお、開発途上国が協会から受けた融資の大部分は国外からの物資役務の調達に充てられており、協会資金によつて開発途上国がわが国から調達した額は、わが国の出資からの引き出し額の二倍をこえている状況であり、協会の活動がわが国の国際収支に寄与する結果となっているともいえます。

以上御説明いたしましたように、協会の融資はわが国経済の発展に直接間接に資するものであることのほか、近年目ざましい経済発展を遂げ、世界有数の先進工業国となつたわが国に対しては、国際機関を通ずる開発途上国援助についても、協会の協力を行なうことが強く期待されているのであり、また、かかる期待にこたえて増資に参加することが国際経済社会の場におけるわが国の発言力を一そう強めることになるものと考えられるのであります。

最後に、今回の増資の内容に関する説明を若干補足いたしますと、増資の総額は一二億ドルであり、これを日本、米国、英国、西独等、関係十九カ国で分担することとされております。また、払い込みは三回の分割払いで行なわれることになるのでありますが、全額を現金にかわる国庫債券で

行なうことが認められております。以上簡単ではございますが、補足説明を終わらせていただきます。

○委員長(丸茂重貞君) 両案の自後の審査は後日に譲ることいたします。

本日はこれにて散会いたします。

午前十四時四十九分散会

三月七日日本委員会に左の案件を付託された。

一、国税不服審判所設置反対に関する請願(第九〇六号)

一、入場税減免に関する請願(第九三五号)(第一〇九九号)

第九〇六号 昭和四十四年二月二十二日受理

国税不服審判所設置反対に関する請願

請願者 神奈川県厚木市旭町三ノ一ノ一

四神奈川県民主商工会厚相支部

内 村田穂

紹介議員 岡 三郎君

「国税不服審判所」設置を含む、内閣提出の国税通則法の一部を改正する法律案を、絶対に成立させないようになされたい。

理由

政府の提案理由は、「納税者の権利救済制度の改善を図るため」となっているが、その中味は、審理にあたる者に、いままでも各税法にもない立入検査権を認めるなど、税務当局の権限を強めるものであり、決して「納税者の権利救済」にはならず、むしろ、権利が圧迫されるものである。

第九三五号 昭和四十四年二月二十二日受理

入場税減免に関する請願

請願者 愛知県知多郡大府町大府 岡瀬弘

紹介議員 成瀬 幡治君

この請願の趣旨は、第二二八号と同じである。

第一〇九九号 昭和四十四年二月二十七日受理

入場税減免に関する請願

請願者 山口県下関市長府中之町一四四

鈴川金治

紹介議員 二本 謙吾君

この請願の趣旨は、第二二八号と同じである。

三月十一日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案

一、国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案

一、通行税法の一部を改正する法律案

一、石炭対策特別会計法の一部を改正する法律案

一、交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案

国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案

国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案

国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律(昭和二十七年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

第十五条を第十九条とし、第十四条の次に次の四条を加える。

(特別引出勘定への参加)

第十五条 政府は、国際通貨基金協定第二十二条に規定する特別引出勘定に参加することができる。

(特別引出権の配分の受入額)

第十六条 政府は、外国為替資金特別会計の負担において、特別引出権の純累積配分額(国際通

貨基金協定第三十二条(a)に規定する特別引出権の純累積配分額でわが国に係るものをいう。第十八条第二項において同じ。)が国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律(昭和 年法律第 号)の施行の日における第二条の規定による基金に対する出資額を同協定第二十一条第二項に規定する特別引出権の価値の単位で換算した額をこえない範囲内で、同協定第二十四条に規定する特別引出権の配分を受け入れることができる。

(特別引出権に係る取引)

第十七条 大蔵大臣は、外国為替資金特別会計の負担において、基金又は国際通貨基金協定第二十三条第一項若しくは第三項に規定する参加国若しくは保有者(以下この条において「基金等」という。)との間に次に掲げる取引を行ない、並びに日本銀行に対し特別引出権を譲り渡し、及びこれを日本銀行から譲り受けることができる。

一 基金等への金又は通貨の提供による特別引出権の取得

二 基金等から金又は通貨を取得するための特別引出権の使用

三 前二号に掲げる取引に類する取引(日本銀行における特別引出権の取扱い)

第十八条 日本銀行は、日本銀行法第二十七条の規定にかかわらず、前条の譲渡し及び譲受けに係る取引を行なうことができる。

2 日本銀行が前項の取引により保有することができる特別引出権の額は、大蔵大臣及び日本銀行の保有する特別引出権の合計額から特別引出権の純累積配分額を控除した額をこえない範囲内とする。

3 日本銀行は、日本銀行法第三十二条第二項及び第四項の規定にかかわらず、その保有する特別引出権を同条第一項の保証に充てることができる。

4 前項の場合には、日本銀行は、同項の保証の

価格を定め、大蔵大臣の認可を受けなければならない。

附則

1 この法律は、国際通貨基金協定の改正の効力発生の日から施行する。

2 外国為替資金特別会計法（昭和二十六年法律第五十六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「外貨債権」の下に「並びに特別引出権（国際通貨基金協定第二十一条に規定する特別引出権をいう。以下同じ。）を、売買の下に（国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律（昭和二十七年法律第九十一号）第十七条の規定による取引を含む。以下同じ。）を加える。

第五条第二項中「外国為替資金に属する外国為替等」の下に「（特別引出権を除く。）を加え、同条第三項中「外国為替等の預入」を「外国為替等（特別引出権を除く。以下この項において同じ。）の預入」に改め、同条第四項中「外国為替等の寄託」を「外国為替等（特別引出権を除く。以下この項において同じ。）の寄託」に改め、同条第五項中（昭和二十七年法律第九十一号）を削る。

第八条第一項中「外国為替等のうち」の下に「特別引出権及び」を、「裁定外国為替相場をい」の下に「特別引出権については国際通貨基金協定第二十一条第二項に規定する特別引出権の価値の単位に相当する本邦通貨の金額とし」を加える。

第九条中「外国通貨をもつて表示されるもの」の下に「又は特別引出権若しくは金地金によるもの」を加える。

国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案

国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律

国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律

（昭和三十五年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

第二条に次の一項を加える。

3 前二項の規定により出資することができる金額のほか、政府は、協会に対し、国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律（昭和 年法律第 号）の施行の日における基準外国為替相場で換算した本邦通貨の金額が二百三十九億三千二百八十万円に相当する第一項の合衆国ドルの金額の範囲内において出資することができる。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

通行税法の一部を改正する法律案

通行税法の一部を改正する法律

通行税法（昭和十五年法律第四十三号）の一部を次のように改正する。

第二条中「又ハ寝台料金（客室ノ特別ノ設備ノ利用ニ付テノ特別料金）を、寝台料金又ハ特別車両料金等（特別車両料金其ノ他客室ノ特別ノ設備ノ利用ニ付テノ料金）に、（以下特別料金をト称ス）ヲ含ム」を「ヲ謂フ」に改める。

第三条第一項中「千四百円以上ノモノニ限ル」を「千六百円ヲ超ユルモノニ限ル」又ハ特別車両料金等に、「又ハ寝台料金」を、「寝台料金又ハ特別車両料金等」に改め、同条第二項を削る。

第四条第一項中（日本国有鉄道ノ汽車、電車及汽船ヲ除ク以下本条中同ジ）を削る。

第八条中「又ハ寝台料金」を「寝台料金又ハ特別車両料金等」に改める。

附則第四項中「寝台料金」の下に「特別車両料金其ノ他ノ客車若ハ船室ノ設備ノ利用ニ付テノ料金」を加える。

附則

1 この法律は、国有鉄道運賃法の一部を改正する法律（昭和四十四年法律第 号）の施行の日から施行する。

2 改正後の通行税法の規定は、この法律の施行の日以後に領収する同法第二条に規定する旅客運賃、特別急行料金、急行料金、準急行料金、寝台料金又は特別車両料金等に係る通行税について適用し、同日前に領収した改正前の通行税法第二条に規定する旅客運賃、特別急行料金、急行料金、準急行料金又は寝台料金に係る通行税については、なお従前の例による。

8 前項の規定による借入金の限度額については、予算をもつて、国会の議決を経なければならない。

9 附則第七項の規定による借入金は、その借入れをしたときから三年内に償還しなければならない。

10 附則第七項の規定による借入金の借入れ及び償還に関する事務は、大蔵大臣が行なう。

11 附則第七項の規定による借入金の償還金及び利子の支出に必要な金額は、毎会計年度、国債整理基金特別会計に繰り入れなければならない。

12 附則第七項の規定による借入金は、その借入れをした年度におけるこの会計の歳入とし、附則第六項の規定による一般会計への繰入金並びに附則第七項の規定による借入金の償還金及び利子は、その支出をした年度におけるこの会計の歳出とする。

附則 この法律は、昭和四十四年四月一日から施行する。

交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案

交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律

交付税及び譲与税配付金特別会計法（昭和二十九年法律第三号）の一部を次のように改正する。

附則第二十七項中「前項」を「第二十六項」に改め、附則中同項以下を一項ずつ繰り下げ、第二十六項の次に次の一項を加える。

27 第四条の規定による一般会計からの繰入金の額は、第二十二項の規定にかかわらず、昭和四十四年度分にあつては同項の規定により算定した額から六百九十億円を控除した額とし、昭和四十五年度分にあつては同項の規定により算定

した額に六百九十億円を加算した額とする。ただし、地方財政の状況等に応じ、別に法律で定めるところにより、当該加算すべき額の一部を同年度において加算しないで、これを昭和四十六年度又は昭和四十七年度において同項又は同条の規定により一般会計から繰り入れるべき金額に加算することができる。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行し、改正後の交付税及び譲与税配付金特別会計法の規定は、昭和四十四年度分の予算から適用する。

2 昭和四十四年度における財政処理の特別措置に關する法律（昭和四十一年法律第四号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「第二十七項」を「第二十八項」に改める。

三月十三日本委員会に左の案件を付託された。

（予備審査のための付託は二月十四日）

一、国有財産特殊整理資金特別会計法及び国の庁舎等の使用調整等に關する特別措置法の一部を改正する法律案

三月十四日本委員会に左の案件を付託された。

一、重税反対等に関する請願（第一一九七号）

第一一九七号 昭和四十四年三月四日受理

重税反対等に関する請願

請願者 大阪府都島区都島本通八ノ一二

谷口康宏外十名

紹介議員 亀田 得治君

重税に反対し、左記事項の実現を要求する。

一、国税、地方税とも標準世帯（夫婦と子ども二人）で年所得百万円以下の所得者には、いつさの税金をかけないこと。

二、過重になっている住民税の負担軽減を図るた

め、所得税と住民税の諸控除を統一すること。
三、所得税と二重であり、零細業者を不当に苦しめる個人事業税を廃止すること。
四、売上税の新設は絶対にしないこと。

理 由

政府は負担公平の原則をうたいながら、大資本には租税特別措置法をはじめ、各種の企業減税を、さらに不労所得者には分離課税を行なうなど、優遇措置を講じている。重税と徴税強化に苦しむ私たちにとつてこれほど不可解なことはない。

昭和四十四年三月二十四日印刷

昭和四十四年三月二十五日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局